

# 大分県報

令和三年  
第二一二号  
六月一日

（火曜日）

## 規則

### 告示

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	一
指定希少野生動植物の指定案	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
大規模小売店舗に関する意見（二件）	三
県営土地改良事業計画の決定及び縦覧	三
指定予定保安林（三件）	四
保安林の皆伐面積の限度の公表	五
大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託	五
付養義務の発生	五
急傾斜地崩壊危険区域の指定	六
指定構造計算適合性判定機関の指定	六
公 告	七
契約者等の公示（三件）	七
家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	八

## 規則

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県規則第七十二号

### 大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月一日

大分県報（規則・告示）

一

## 告示

### 大分県告示第三百八十九号

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次に掲げる希少野生動植物を指定希少野生動植物として指定する予定であるので、同条第三項の規定により、指定案を縦覧に供する。

なお、指定案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、当該指定案についての意見書を提出することができる。

令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 指定する希少野生動植物  
サクラソウ（サクラソウ科）
- 指定の理由

個体の生育又は生息環境の著しい悪化等により、その種の存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため。

### 三 指定案の縦覧場所及び縦覧期間

- 縦覧場所  
大分県生活環境部自然保護推進室
- 縦覧期間  
令和三年六月一日から同月十四日まで

### 大分県告示第三百九十号

~~~~~

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。  
 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
 令和三年六月一日

一 申請の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

宇佐市大字山本二千二百三十一番地一

三和酒類株式会社

代表取締役 下 田 雅 彦

2 特定事業場の所在地及び名称

宇佐市大字山本二千二百三十一番地一

三和酒類株式会社 本社工場

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号二ろ過施設

|            |         |   |                   |          |          |
|------------|---------|---|-------------------|----------|----------|
| 等の<br>汚水   | 項       | 目 | 単位                | 通常<br>の値 | 最大<br>の値 |
|            | 水素イオン濃度 |   | m <sup>3</sup> /日 | 〇・五      | 一        |
| 生物化学的酸素要求量 |         |   | mg/l              | 九〇〇      | 一、〇〇〇    |
| 使用の季節的変動   | なし      |   |                   |          |          |
| 一日当たりの使用時間 | 二〇分     |   |                   |          |          |
| 使用時間隔      | 連続      |   |                   |          |          |
| 使用開始予定年月日  | 許可後     |   |                   |          |          |
| 工事完成予定年月日  | 許可後     |   |                   |          |          |
| 工事着手予定年月日  | 許可後     |   |                   |          |          |
| 能力         | 三〇〇L/分  |   |                   |          |          |
| 種類         | ろ過施設    |   |                   |          |          |

|                                   |            |         |          |
|-----------------------------------|------------|---------|----------|
| 汚染<br>状態<br>の値                    | 浮遊物質       | 二       | 三        |
|                                   | 窒素含有量      | 〇       | 一        |
| 汚水<br>等の<br>汚染<br>状態<br>の値        | りん含有量      | 〇       | 一        |
|                                   | 大腸菌群数      | 三、〇〇〇以下 | 三、〇〇〇以下  |
| 汚水<br>等の<br>汚染<br>状態<br>の値        | 生物化学的酸素要求量 | 一       | 一        |
|                                   | 化学的酸素要求量   | 二       | 三        |
| 項目                                | 水素イオン濃度    | 五・八〇八・六 | 五・八〇八・六  |
|                                   | 一日当たりの排出水量 | 三五〇     | 一、〇〇〇    |
| 排水<br>口<br>名                      | No. 2      | No. 1   | 最大<br>の値 |
|                                   | No. 6      |         | 最大<br>の値 |
| 排水<br>口<br>名                      | No. 1      | No. 1   | 最大<br>の値 |
|                                   |            |         | 最大<br>の値 |
| 汚染<br>状態<br>の値                    | 浮遊物質       | 五〇      | 六〇       |
|                                   | 窒素含有量      | 一以下     | 一以下      |
| 汚染<br>状態<br>の値                    | りん含有量      | 一以下     | 一以下      |
|                                   | 化学的酸素要求量   | 七〇〇     | 七五〇      |
| 5 排水の量及び汚染状態の値                    |            |         |          |
| 4 汚水等の処理の方法                       |            |         |          |
| 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。 |            |         |          |

| 汚水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 生物化学的酸素要求量 | mg/l | 汚水の | 化学的酸素要求量 | mg/l | 汚染   | 浮遊物質 | 量 | mg/l | 状態 | 窒素含有量 | mg/l | りん含有量 | mg/l | の値 | 大腸菌群数 | 個/cm <sup>3</sup> | ノルマルヘキササン抽出物質含有量 | mg/l | その他参考となるべき事項 | 雨水のみ |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------|-----|----------|------|------|------|---|------|----|-------|------|-------|------|----|-------|-------------------|------------------|------|--------------|------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |      |     |          |      |      |      |   |      |    |       |      |       |      |    |       |                   |                  |      |              |      |
| <p>大分県告示第三百九十一号</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により宇佐市長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。</p> <p>令和三年六月一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地<br/>トキハインダストリー宇佐四日市店<br/>宇佐市四日市鬼枝百四番二</p> <p>二 意見の概要<br/>交通について</p> <p>三 関係書類の縦覧</p> <p>1 縦覧期間<br/>令和三年六月一日から同年七月一日まで</p> <p>2 縦覧場所<br/>大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |      |     |          |      |      |      |   |      |    |       |      |       |      |    |       |                   |                  |      |              |      |
| <p>大分県告示第三百九十二号</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により明礪町自治会長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。</p> <p>令和三年六月一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地<br/>（仮称）マックスバリユ奥田店<br/>大分市奥田明礪一丁目六十七番一 外</p> <p>二 意見の概要</p> <p>1 営業時間について</p> <p>2 周辺道路について</p> <p>3 建物敷地について</p> <p>4 臭気及び騒音について</p> <p>三 関係書類の縦覧</p> <p>1 縦覧期間<br/>令和三年六月一日から同年七月一日まで</p> <p>2 縦覧場所<br/>大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課</p> <p>大分県告示第三百九十三号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和三年六月一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> |            |      |     |          |      |      |      |   |      |    |       |      |       |      |    |       |                   |                  |      |              |      |
| 事業名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            | 地区名  |     | 縦覧期間     |      | 縦覧場所 |      |   |      |    |       |      |       |      |    |       |                   |                  |      |              |      |
| 県営経営体育成基盤整備事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |      |     | 令三・六・一から |      | 縦覧場所 |      |   |      |    |       |      |       |      |    |       |                   |                  |      |              |      |

令和三年六月一日

大分県報（告示）

(区画整理)

宮平地区

令三・六・二二まで

竹田市役所

大分県告示第三百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字花月字石河内四〇二三番、四〇二四番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字東有田字竹尾ノ上五七八二番一、字竹ノ尾五七八四番三、字ゴリウ谷五八八一番一から五八八一番三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字竹尾ノ上五七八二番一・字竹ノ尾五七八四番三・字ゴリウ谷五八八一番一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、五八八一番二、五八八一番三

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市大字九重野字紺屋奥四九一番一三四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字紺屋奥四九一番一三四(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。



二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 指定区域の名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所 在 地           |     | 地 番      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|----------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 市町村             | 大字  |          |
| 第二笹ヶ平                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 宇佐市<br>安心院<br>町 | 笹ヶ平 | 焼山<br>屋敷 |
| 宮尾                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 大分市             | 宮尾  | 義徳       |
| <p>二八八番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)<br/>         三三三番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、三三四番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、三一五番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、三一八番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、三一九番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、三二〇番、三二一番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、三二二番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、三二三番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、三二四番から三二七番まで、三二八番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、三二九番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、三三〇番から三三五番八まで、三三六番、三三七番、三三八番一、三三八番二の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)、三三九番から三四三番まで、三四四番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)及び三四五番一の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)<br/>         一一五九、一一六〇番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、一一六一番から一一七一番まで、一一七一番二、一一七二番、一一七三番一から一一七三番三まで</p> |                 |     |          |
| 殿町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 竹田市             | 竹田  | 向丁       |
| 荒尾                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 豊後高田市           | 荒尾  | 高内       |
| 西ノ畑                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |     | 山内       |
| 及び一一七四番から一一七七番まで<br>一六三〇番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の北側の部分)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |     | 西ノ畑      |
| 九〇三番の一部(標柱六号から二号までを順次結んだ線の東側の部分)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |     | 高内       |
| 九二二番の一部(標柱一号と六号を結んだ線の北側の部分)、九二三番、九二四番一の一部(標柱一号と六号を結んだ線の北側の部分)、九二四番二、九二四番三、九二五番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)、九二六番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)、九四七番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、九四八番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、九四九番一から九四九番四まで、九五〇番一から九五〇番三まで及び九五一番の一部(標柱一号と六号を結んだ線の北側の部分)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |     | 山内       |
| 九五二番の一部(標柱一号と六号を結んだ線の北側の部分)、九五三番一の一部(標柱一号と六号を結んだ線の北側の部分)、九五三番二、九五四番一、九五四番二、九五五番一の一部(標柱一号と六号を結んだ線の北側の部分)、九五五番二、九五六番一、九五六番二、九五八番一の一部(標柱五号から一号までを順次結んだ線の北側の部分)、九五八番二から九五八番四まで、九五九番一の一部(標柱五号と六号を結んだ線の北側の部分)、九五九番二、九六一番の一部(標柱二号から五号までを順次結んだ線の南側の部分)、九六三番一の一部(標柱五号と六号を結んだ線の北側の部分)及び九六三番二                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |     | 山内       |
| 九八四番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)及び九八六番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                 |     | 山内       |
| 二〇二番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、二〇二番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、二〇一三番及び二〇二〇番一の一部(標柱一号から五号までを順次結んだ線の南側の部分)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |     | 山内       |

大分県告示第四百一号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の七第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の指定を次のとおり更新した。

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
名称 一般財団法人大分県建築住宅センター  
住所 大分市生石二丁目一番三十号
- 業務区域  
大分県全域
- 指定の有効期間  
令和三年六月一日から五年間

## ○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 随意契約に係る役務の名称及び数量  
プログラム・プロダクトの使用及びレポート 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県総務部電子自治体推進室  
大分市大手町三丁目一番一号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和三年四月一日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司  
大分市東春日町十七番五十八号
- 随意契約に係る契約金額  
五千三百四十四万九千四百四十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 随意契約に係る役務の名称及び数量  
令和三年度大分県自治体情報セキュリティクラウド運用管理業務 一式
  - 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県総務部電子自治体推進室  
大分市大手町三丁目一番一号
  - 随意契約の相手方を決定した日  
令和三年四月一日
  - 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加 藤 健  
大分市東春日町十七番五十七号
  - 随意契約に係る契約金額  
四千五百六十七万二千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
  - 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当
- ~~~~~
- 次のとおり契約者等について公示する。
- 令和三年六月一日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 随意契約に係る役務の名称及び数量  
令和三年度税総合及び自動車税システム維持管理委託業務 一式
  - 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県総務部税務課  
大分市大手町三丁目一番一号
  - 随意契約の相手方を決定した日  
令和三年四月一日

令和三年六月一日

大分県報（告示・公告）

七

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司  
大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

五千五百三十八万七千二百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

~~~~~  
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を開催する。

令和三年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開催期日 令和三年六月二十一日から同年七月二十七日まで

二 開催場所 竹田市久住町大字久住三九八九―一

大分県農林水産研究指導センター畜産研究部

三 家畜の種類 牛

四 受講資格 家畜人工授精師免許証（牛）を有する者